

## 愛知医療学院短期大学専攻科に関する規則

(名称)

第1条 愛知医療学院短期大学学則第9章の規定により愛知医療学院短期大学（以下「本学」という。）リハビリテーション学科は、専攻科を設け、愛知医療学院短期大学専攻科と称する。

(目的)

第2条 本学専攻科は、愛知医療学院短期大学リハビリテーション科学における理学療法学・作業療法学の専門教育の上により深く高度な専門的学術を教授し、保健・医療・福祉の現場で主体的に対応できる専門的職業人を養成することを目的とする。

(専攻名及び学生定員)

第3条 本学専攻科にリハビリテーション科学専攻を置き、学生定員は20人とする。

(入学資格)

第4条 専攻科に入学する資格のある者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 理学療法士・作業療法士養成施設として認定を受けた短期大学を卒業した者
- (2) 前号に該当する者と同等以上の学力があると認められる者
- (3) リハビリテーション科学を深めることを目的として、本学が認めた者

(入学者の選考)

第5条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の入学金を納付するとともに、誓約書その他所定の書類を学長に提出しなければならない。

2. 前項に規定する入学手続をしない者は、入学の意志がないものとみなす。

(授業科目及び単位数)

第7条 本学専攻科の授業科目及びその単位数は、別表1のとおりとする。

(修業年限及び修得方法)

第8条 修業年限は、1年とし専攻科の課程を修了するには、1年以上在学し、前条に定める授業科目の中から31単位以上を修得しなければならない。ただし、原則として2年を超えて在学することはできない。

2. 学生は学年の始めに1箇年に修得しようとする学科目を申請し許可を受けなければならない。

(入学検定料・入学金・授業料等)

第9条 専攻科の学費等は次のとおりとする。

入学検定料	3万円
入学金	25万円
授業料	1単位2万5千円
施設設備費	1年間10万円

2. 専門学校愛知医療学院、愛知医療学院短期大学の卒業生は、入学金を免除する。

(補則)

第10条 その他のことについては、すべて本学リハビリテーション学科に準ずる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。